

学術連合シンポジウム「オリンピック・ムーブメントとジェンダー」報告

主催：日本スポーツとジェンダー学会

後援：ジェンダー法学会、日本スポーツ社会学会、日本スポーツ法学会

建石真公子(法政大学)

日本スポーツとジェンダー学会主催のシンポジウムは、「オリンピック・ムーブメントとジェンダー」をテーマに、次のような内容で行われた。

1. コーディネーター「IOCの提言の射程と課題」(建石真公子 法政大学)
2. 「国際組織におけるスポーツとジェンダーに関する取り組みの動向
—IWG,IOC,国際連合を中心に—」(田原淳子 国士舘大学)
3. 「セクシュアル・マイノリティに対するIOCの対応」(結城和香子 読売新聞社)
4. 「セクシュアル・ハラスメントの予防対策に関する国際的な動向と日本の対応」
(高峰修 明治大学)

なぜオリンピック・ムーブメントとジェンダーの問題を論じる必要があるかについて、建石は、オリンピズムの目的—人間の尊厳の保持、スポーツ権の保護、差別禁止や相互理解すなわち多様性の尊重—を踏まえ、ジェンダーに基づく排除、差別や人権侵害がオリンピズムに反することを指摘。近年では、ホスト都市との契約に人権尊重、差別禁止、セクシュアル・マイノリティに対する差別禁止が盛り込まれているが、スポーツでは、身体の違いが具体的な競技結果と結びつき、筋力の強い者が声の大きい傾向のあることから、ジェンダー問題が特に起きやすいことが指摘された。田原報告は、まず1994年から開始された「女性とスポーツに関する国際ワーキング・グループ (IWG)」における取り組みの進展について、ブライトン宣言(女性参加を促す指針)が2014年に更新され、子育て中の女性や引退後の女性も含め、女性のライフステージを意識した課題があげられたことを指摘。さらにIOCにおいては、1995年にスポーツと女性に関するワーキング・グループを設立しており、参加に関してはかなりの進展をみていること、他方、国連やユネスコにおいても、新しい宣言や憲章を採択するなどジェンダーや性的指向に基づく差別、暴力などに対する環境整備の必要性という認識が確立しているなどその後の進展を明らかにした。結城報告は、IOCが2014年12月に採択したアジェンダ2020において「性的指向によって差別されない」等規定を追加したことを紹介。しかし、実際には、IOCは人権保護機関ではないため、参加国やホスト都市の政治や人権問題にどこまで介入するかについては、留保が必要という指摘もなされた。また別の側面から、性別確認検査が「競技の公正性」のために「選手のプライバシー」の重大な侵害となるという問題も最終的な解決はなされておらず、今後の課題であるとした。高峰報告は、スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントに対する取り組みについて、IOCにおける「統一声明」を検討したうえで、ヨーロッパ、アメリカ(NCAA)、日本の取り組みを明らかにした。IOCの「統一声明」は、全てのメンバーは安全なスポーツ環境を享受する権利を持ち、セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であり、権力構造を背景としていること、スポーツ組織による対策が必要なことなどを定めている。日本においても、オリンピック開催を契機としてJOCはこうした取り組みのイニシアチブをとることが期待されていると強調した。

シンポジウム後の質疑においては、オリンピック・ムーブメントの実現という面でIOCが人権に関してできることには限界も指摘され、すべてをIOCに頼るのではなく、オリ・パラ大会を契機としつつ人権問題を国内から改善しリードする、という取り組みが必要であること、他方、本質的には「スポーツの概念」を変えること(オルタナティブなスポーツへ)も必要ではないか、という指摘があった。提起された課題は大きいので、今後も継続して考えていく、という結論となった。学術連合企画でこうした問題意識をスポーツ学会が共有できることの意義を強く感じられたシンポジウムであった。